

改正

平成24年5月30日訓令第11号

令和2年3月31日訓令第3号

上天草市工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上天草市が施工する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の請負金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、市長が評定の必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(評定の内容)

第3条 評定は、請負工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 上天草市工事検査規程（平成21年上天草市訓令第3号）第7条に規定する当該請負工事の検査員
- (2) 市長が任命した当該請負工事の総括監督員及び主任監督員

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、市長が別に定める様式に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定は、第4条第1号の検査員である評定者にあつては検査を実施したとき、同条第2号の総括監督員及び主任監督員である評定者にあつては工事がしゅん工（一部しゅん工を除く。）したとき、それぞれ行うものとする。

(評定の報告)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、第5条第2項の様式により市長に評定の結果を報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対し、評定の結果を工事成績（修正）評定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条の規定により評定の結果を通知した場合において、当該評定を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正しなければならない。

2 前項の規定により修正した場合における当該結果の報告及び通知については、前2条の規定を準用する。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日（上天草市の休日を定める条例（平成16年上天草市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を含まない。）以内に、書面により、市長に対し評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第2号）により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により回答する場合において、必要があると認めるときは、上天草市工事成績評定評価委員会要領（平成21年上天草市訓令第5号）に規定する上天草市工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前既に契約している請負工事については、適用しない。

附 則（平成24年5月30日訓令第11号）

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

商号又は名称

代表者氏名 様

上天草市長

工事成績（修正）評定通知書

貴社が受注した工事について、上天草市工事成績評定要綱第8条（第9条第2項）の規定により、評定（修正）した結果を通知します。

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

4 工 事 場 所

5 しゅん工検査年月日 年 月 日

6 成 績 評 定

評定点 点（項目別評定点は、別紙のとおり）

（修正評定点 点〔※評定点が修正された場合のみ〕）

（備考）

- 1 評定の結果に疑問があるときは、市長に対しその疑問の旨を付して、この通知を受けた日から起算して14日（上天草市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。
- 2 上記の説明は、書面により行います。
- 3 説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての間合せ先は、次のとおりです。

<間合せ先> 総務部 監理課 契約検査係 電話0964-56-1111

別紙

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満 点
1 施工体制	I 施工体制一般	／ 3.3点
	II 配置技術者	／ 4.1点
2 施工状況	I 施工管理	／ 13.0点
	II 工程管理	／ 8.1点
	III 安全対策	／ 8.8点
	IV 対外関係	／ 3.7点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／ 14.9点
	II 品 質	／ 17.4点
	III 出来ばえ	／ 8.5点
4 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	／ 7.3点
5 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／ 5.7点
6 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	／ 5.2点
7 法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		／ 100.0点

商号又は名称

代表者氏名 様

上天草市長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで説明を求められました評定内容について、上天草市工事成績評定要綱第10条第2項の規定により下記のとおり回答します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 疑問に対する回答